

令和8年度 公益財団法人北水協会 研究助成事業募集要項

公益財団法人北水協会研究助成の趣旨

当協会は、北海道の水産業に関する学術及び技術開発に係る試験研究、調査を支援し、北海道の水産業の振興に寄与することを目的としています。

北海道の水産業は、海洋を含む地球的規模の環境変化に伴い、資源状況や漁獲量に大きな変化が生じている中で、過疎化の進行、消費流通の多様化、物価の高騰など、極めて厳しい社会、経済環境に置かれています。

このような中で、本道の水産業現場では、変化する海洋環境や社会・経済環境等に適応し、持続可能な産業として発展していくため、水産資源の保全・管理と適切な利用、増養殖の推進、水産加工・流通技術の開発などに向けて、地域から全域まで様々な課題の解決が求められています。

当協会は、このような「水産業現場の課題の解決に寄与する試験研究・調査」を優先的に採択するために、応募課題の評価の視点を定めています。意欲的な研究者の皆様が応募され、その成果が北海道水産業の振興の一助になることを強く期待して令和8年度の募集を行います。

1 研究助成の対象

(1) 一般研究

水産業現場が求める課題の解決が可能な水産科学に関する学術及び技術開発に係る試験研究・調査

(2) 指定研究

北水協会が海域及び課題を指定した試験研究・調査

令和8年度の指定研究は次のとおりとします。

- A 噴火湾における底生生物資源と漁場環境に関する研究
- B アサリ資源増殖に関する研究

2 応募資格

(1) 申込者

申込者は、北海道に所在する研究機関（大学、その附属研究機関等、国・地方公共団体の研究機関、独立行政法人等）に所属している研究者（院生を除く）であって、研究の実施にすべての責任を持つ者としてします。

ただし、任期付き研究員の場合は、申込みについて所属研究機関の承認を得ており、かつ任期中に研究を終了できることとします。

なお、共同研究の場合は、上記の要件を満たす研究代表者を申込者としてします。

(2) 共同研究者

共同研究者は、所属や身分要件に拘らず、研究代表者とともに研究の実施に責任を持つ者としてします。共同研究者は研究代表者から分担金の配分を受け、自らの裁量で研究費を使用することができます。

(3) 研究協力者

研究協力者は、所属や身分要件に拘らず、助成対象となった申込者及び共同研究者の資金管理の下で、当該研究に参画する者としてします。

3 助成総額、使途、交付時期

(1) 助成総額： 総額700万円以内とします。

なお、採択課題数と予算額の関係から、申請に対して満額を助成できない場合があることをご承知願います。

(2) 助成金の使途： 旅費、人件費、消耗品など研究に必要な直接経費とし、科研費の直接経費に準

じます。

備品費（減価償却資産）は原則として対象外としますが、やむを得ない事情がある場合は、応募時に理由書を提出して下さい。

(3) 助成金の交付時期： 原則として8月、1月にそれぞれ50%を分割して交付します。

ただし、研究実施上、交付時期の変更が必要な場合には、その理由を申込時に提出し、採択の内示後に当協会と協議して下さい。

(4) 助成金の収支管理は、原則として所属機関の経理システムにより行い、これにより難しい場合には、その他の透明性を確保する方法により行って下さい。

4 研究期間及び助成限度額

(1) 一般研究

ア 単年度研究

・研究期間： 原則として1年以内

ただし、研究開始後の状況等から研究期間の延長が特に必要になった場合には、更に1年間に限り助成の延長を認める場合があります。助成の延長を希望する場合には、延長が必要な理由を別紙に記載して、次年度に新たに申請して下さい。

・助成限度額： 60万円以内

イ 複数年度研究

・研究期間： 3年以内

ただし、水産業現場からの要望を踏まえ、その支援・協力を得て実施する課題であって、ロードマップが明確で複数年にわたる研究期間が必要不可欠な課題に限ります。

・助成限度額： 合計150万円以内（単年度上限60万円）

ウ 採択課題数

単年度研究と複数年度研究の採択課題数は10件以内とします。ただし、両方に同じ内容の課題を応募することはできません。

(2) 指定研究

A 噴火湾における底生生物資源と漁場環境に関する研究

・研究期間： 1年以内

・助成限度額： 200万円以内

・採択課題数： 1件

B アサリ資源増殖に関する研究

・研究期間： 1年以内

・助成限度額： 60万円以内

・採択課題数： 1件

5 選考方法

当協会が設置する選考委員会の審査を経て、理事会において採択課題を決定します。

6 選考基準

別紙「研究助成事業応募課題の評価の視点（Ⅰ及びⅡ）」により評価を行い、北水協会の掲げる目的に相応しい課題を選考します。

7 選考結果の通知

(1) 令和7年12月20日までに書面にて選考結果を通知することとしておりますが、やむを得ない事情で遅れる場合があります。

(2) 申込者が他の外部資金を申請中の場合、後日当該外部資金の申請が採択され当協会の助成内容と重複する場合には、当協会の助成を取り消す旨の解除条件を付すことがあります。

- (3) 採否の理由など、選考に係わる内容に関してのお問い合わせには応じかねますのであらかじめご了承ください。

8 報告の義務等

- (1) 申込者は、令和9年4月末日までに所定の「研究助成事業報告書」(報告要領は別途送付します。)、
「収支決算報告」(公的機関の事務を通して会計処理をした場合、領収書は不要です。)
及び「アンケート」を添付した成果報告書を提出していただきます。研究期間が2年以上にわたる場合には、
単年度ごとに中間報告として提出いただき、事業終了後に全体の報告書を提出して下さい。
(2) 後日、研究成果の活用状況及び実用化の状況に係る事後調査にご協力いただく場合があります。

9 応募期間

令和7年10月1日から10月31日まで、消印有効です。

10 応募方法

- (1) 「研究助成事業申込書」(別紙)は当協会のホームページからダウンロードして下さい。
(2) 申込書の作成にあたっては、申込書提出上の注意点を当協会のホームページからダウンロード
してご覧いただき、必要事項を記入して下さい。
(3) 複数年課題に採択された方の2年目以降の助成申込みは、(1)の例に準じ、適宜朱書で時点
修正の上申込みください。ただし、申込書のL、M、N欄及び関連論文は不要です。
(4) 申込書及び関係書類は下記事務局に簡易書留もしくは宅配便など必ず配達記録の残る手段で1
部を送付するとともに、PDF ファイルを作成し下記のメールアドレスに送ってください。**メールの
みの送付では受付できません。**なお、ご提出いただいた申込書類等は返却できませんので、あ
らかじめご了承ください。

11 著作権の取扱い

- (1) 本助成の申込者は、当協会の著作権規程に同意の上応募していただきます。また、研究助成事
業報告書の提出をもって、著者は著作権規程の全条項に同意したものとみなします。共同研究又
は共著の場合は、研究代表者が全員の同意を得た上で応募又は提出を行ってください。
(2) 当協会が研究助成事業報告書を編集・要約・翻訳等により成果集や二次的著作物として利用し
た場合、著者は、当協会が通常の学術的利用を行う限度において、著作者人格権を行使しないこ
とに同意するものとします。
なお、当協会は、これらの利用に当たり、著作者人格権に配慮します。

12 研究成果の公開

- (1) 当協会は、研究助成事業報告書を原文のまま編集して年次報告書を作成し(例年8月)、全国
の水産関係大学・試験研究機関及び北海道内の水産関係団体等に配布するとともに、電子化され
た研究助成事業報告書をインターネット上で公開します(ライセンスは、原則としてCC BY 4.0)。
(2) 公開に際し、止むを得ない事由があると認められる場合は、公開時期の延期を認めます。この
場合、著者は、概要版の提出その他必要な措置に従うものとします。
(3) 著者は、研究助成事業報告書の出版後において、その全文または要約を、著者個人のウェブサ
イト、所属機関の学術リポジトリ、研究者総覧、オープンアクセス・データベース等に積極的に
登録・公開するものとします。
なお、登録・公開の際には、当協会での掲載情報(報告書名、当協会名(英語表記の場合は、
Hokusui Kyokai Foundation for Hokkaido Fisheries)、掲載URL等)を明記してください。
(4) 当協会の助成課題が新聞・テレビ等で取り上げられた場合及び助成課題で得られた研究成果を用
いて学術雑誌等に投稿し又は学術集会等で発表される際には、当協会の助成を受けた旨を明示す
るとともに、当協会に報告してください。

13 その他留意事項

(1) 助成金の適正使用

助成金はその交付目的と研究計画に従って適正に使用してください。万一不適切な使用が認められた場合には、助成を取り消し、助成金全額を返還して頂きます。

(2) 採択課題の申込者が要件を欠くに至った場合

申込者が所属や身分要件に合致しないことに至った場合には、速やかに当協会に報告して下さい。その場合、助成を取り消し、未使用の助成金の返還を求める場合があります。

(3) 研究費目の変更

申込者は、助成額の50%の範囲内で、各費目の使用内訳を変更できます。これを超えて費目の変更を行いたい場合、その理由を付して当協会に提出し、その了承を得た上で変更することができます。

(4) 研究計画の変更・中止

申込者が止むを得ない理由により研究内容を変更または中止する場合、その理由を付して速やかに当協会に報告してください。その場合、助成を取り消し、未使用の助成金の返還を求める場合があります。

(5) 研究期間の繰延

申込者が産休、育休、療養等による長期休暇、時化、天災等止むを得ない理由により研究期間を繰り延べる場合、あらかじめ当協会と協議し、その了承を得てください。その場合、研究期間を最大1年間繰り延べることができます。

申込書提出先

〒 060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1 第2水産ビル3F
公益財団法人 北水協会
電話 011-251-1936
FAX 011-522-6431
E-mail info@hokusui-k.or.jp
ホームページ <http://www.hokusui-k.or.jp>

(別 紙)

研究助成事業応募課題の評価の視点 (I)

| 評価軸 | 評価項目 |
|--|---|
| 有効性 (得られる研究成果が北海道水産業のニーズに的確に対応するものであること) | <ul style="list-style-type: none">・ 最近の自然、社会、経済的環境の変化、研究に関連する水産業分野の実態や問題点をよく把握しているか・ 現場の問題の解決を図ることを目的とする課題か・ 達成の判定ができる目標が設定されているか・ 応募課題の目標と、最終目標に至るロードマップがあるか・ 必要性、緊急性、優先性の高い課題か |
| 新規性 (研究テーマの設定、実施方法などが新規性・独創性・戦略性を有すること) | <ul style="list-style-type: none">・ 応募課題に係るこれまでの研究や技術開発のレビューが適切に行われていて、応募課題の新規性・独創性が明確に示されているか・ 基礎的研究課題については、その成果に学術的意義が認められるか・ 技術開発的課題については、想定されている手法や成果が先駆的で、水産への新しい提案など技術的意義が認められるか・ 研究に関連する水産業分野の動向を踏まえた戦略性を有しているか |
| 妥当性 (目標設定が具体的・明確・適切で、その達成に必要な実績があり、実施計画・方法・推進体制・能力に無理がなく妥当であること) | <ul style="list-style-type: none">・ 目標達成のスケジュール、経費は妥当か・ 目標達成に必要な内容が網羅され、タスク間の関係や順序は適切か・ 研究者は当該研究を実施する能力を有しているか・ 研究の実施に当たり、関係者間の連携、外部との協力関係は図られているか・ 研究の進捗管理は適切か |
| 期待度 (得られる研究成果が北海道水産業の振興に寄与すると期待されるものであること) | <ul style="list-style-type: none">・ 水産業現場のニーズ、期待度は大きいのか・ 所属する研究機関等や団体からの要望、行政からの要請等があるか・ 成果に汎用性、発展性はあるか・ 技術的・経済的・社会的波及効果が期待できるか・ 成果の情報発信や普及・活用などを含め、社会実装についての計画があるか |

研究助成事業応募課題の評価の視点（Ⅱ）

| 評 価 軸 | | 評 価 項 目 |
|-----------------|--|--|
| 水産業現場の課題解決への寄与度 | 直 結 性 （水産業現場の課題に対し研究課題が乖離していないこと） | ・ 水産業現場の課題解決を直接の目的としているか |
| | 適 合 性 （課題解決のアプローチが水産業現場の要望や実態に即していること） | ・ 課題の設定および解決手法において水産業現場の理解及び同意が得られるか |
| | 実 効 性 （課題解決による水産業現場への貢献度が大きいこと） | ・ 水産業現場が直面する課題解決を図るための発展性を有し、その波及効果は大きいか |
| | 確 実 性 （水産業現場の課題解決に着実な前進が図られること） | ・ 水産業現場で研究成果を活用するための手順が明確に示されているか |